

文化政策部会の設置について(案)

平成 3 1 年 4 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号)第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則(平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

(1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について

(2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第17期文化政策部会委員（案）

（平成31年4月 日現在）

（正委員）

河島 伸子 同志社大学教授
松田 陽 東京大学准教授

（臨時委員）

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト, 日本遺産プロデューサー
石田 麻子 昭和音楽大学教授, 日本芸術文化振興会プログラムディレクター(調査研究分野)
大橋 弘 東京大学教授
小林 真理 東京大学教授
名越 章浩 NHK岡山放送局 放送部長
日比野 克彦 東京藝術大学美術学部長・教授
山野 之義 金沢市長
湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

（専門委員）

ロバート キャンベル 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館長